

# **浄水発生土の提供に関する注意事項**

## (利用における留意事項)

- 第1 申込者は、広郷浄水場の浄水処理過程において発生する発生土（以下、浄水発生土）の使用について、その性状を十分に把握したうえで利用するものとする。
- 2 浄水発生土は、園芸用土のみの利用とし、それ以外には利用しないこと。

## (提供について)

- 第2 浄水発生土の提供場所は、広郷浄水場敷地内のみとする。
- 2 浄水発生土は、無償で提供する。
- 3 他の申込者の代理で来られる方は、その件数を2件までとする。
- 4 申込者は浄水発生土の提供を受ける場合は、その積込み作業について、自己の責任と負担で行うこととする。
- 5 提供に際し、申込者が浄水場職員の提示する条件または、指示に従わなかった場合は、提供を中止するものとする。
- 6 浄水発生土の提供に起因して発生した事故について、北見市上下水道局では、一切の責任を負わないものとする。

## (事故等の処理)

- 第3 申込者は、第2の4に規定する積込み作業に起因する事故については、自己の責任において処理するものとする。
- 2 申込者は、浄水発生土を利用することに起因するすべての事柄については、自己の責任において処理するものとする。

## (法令等の遵守)

- 第4 浄水発生土の運搬及び使用等については、関係法令を遵守して行うものとする。